

保険かわら版

特別養護老人ホームの配置医師訪問診療と看取りの取扱い

Q1:特別養護老人ホーム(以下、特養)の配置医師をしている。入所者に対して、定期的に訪問して診察を行う場合、在宅患者訪問診療料は算定できるか。

A1:原則として算定できない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は算定できる。

①末期の悪性腫瘍である患者に対して行った訪問診療

②①以外の患者であって、当該特養において看取った場合に、死亡日から遡って30日間に行われた訪問診療(ただし、介護保険の看取り介護加算の施設基準に適合する特養の場合において看取った場合に限る)

Q2:上記A1に該当する患者が複数名いる場合、同日に複数名の訪問診療を行った場合は、在宅患者訪問診療料

(I)の「1」のロ(同一建物居住者)の203点を算定することになるのか。

A2:「末期の悪性腫瘍と診断した後、訪問診療を開始してから60日以内の患者」と、「死亡日から遡って30日以内の患者」については、在宅患者訪問診療料(I)の「1」のイ(同一建物居住者以外)の833点が算定できる。末期の悪性腫瘍と診断後60日を超えている患者が複数名いる場合は、当該患者については203点を算定する。

なお、医療機関と併設の特養の場合、いずれの患者も在宅患者訪問診療料(II)144点で算定する。

Q3:特養の入所者が死亡したため、死亡日に往診して看取りを行った。在宅患者訪問診療料が算定できる患者の場合、

①在宅ターミナルケア加算は算定できるか。

②看取り加算は算定できるか。

A3:①死亡日及び死亡日前14日間

長野、松本、佐久の3地区結ぶWeb会議にて開催。19:30~21:40出席役員:宮沢会長、市川、林(春)、奥山各副会長、林(賢)、伊佐津、布山、各理事、宮沢事務局長、議長:池上理事

■報告・承認事項

1. 前回議事要録の確認
2. 会務報告・会計報告...12月度は入会2名、退会1名。
3. 社保協役員選出...2/16県社保協の総会に会長を代表委員、事務局長を事務局次長へ推薦することとした。

■協議事項

1. 医療運動...来年度予算案の特徴、消費税率引き上げと診療報酬補填、経済財政諮問会議の「改革工程表2018」、基幹統計不正問題、医師偏在対策等について報告◇患者署名第一次締切結果は1896筆・参加率3.5%(前回2767筆・参加率3.8%)で31日の国会行動で提出する。また、クイズハガキ2540通で前回1949通の応募を上回った。◇消費税10%ストップネットワークの統一署名への取り組みを決定。保団連で作成中の社会保障

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。1/1~1/31間は、医科1件。(氏名敬称略)

	診療科名	郵便番号		電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
はんだクリニック	小内	385-0015	中野市吉田894-1	0269-38-0861	個人・半田 正樹	常勤1	無	2019/2/1

※1診療科名は略記載。 ※2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※4指定期間は指定日より6年。

経営税務



電話相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00~12:00、13:00~16:00

◆受付電話 0269-33-3265

(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合

は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



の合計15日間の間に2回以上の往診又は訪問診療を行っている場合は、在宅ターミナルケア加算は算定できる。

②特養が介護保険の看取り介護加算IIを算定している場合は算定できない。それ以外の場合は、事前に患者又は家族等に対して療養上の不安等を解消するため十分な説明と同意を行うなどの算定要件を満たしていれば看取り加算が算定できる。

原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集!★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

と調整の上、案内チラシを作成する。3.総会議案書(原案)について協議、本日の意見を踏まえ加筆修正し、2月理事会で決定していく。

■保団連代議員会から

1. 発言通告への保団連執行部の答弁内容等が報告された。
2. 医科の年間組織率上昇で第2位となり、代議員会で表彰された。議案書にも追記する。

■その他

1. 沖繩県民投票への協力をお願い...協会として3万円の募金を決定◇長野新聞での案内は間に合わないため、全国新聞2月5日号へ郵便振替用紙の挿入などで協力。(後日振込先が銀行のため実施せず)◇事務局敷地内禁煙について(1)保険医会館には複数団体が入っていることから所有者の協同組合を含めてすり合わせが必要。(2)保団連で禁煙宣言(案)を検討しておりその経過、議論も参考に。今後、医学的データ等の資料もそろえて審議を継続する。(3)他の協会の状況も調査する。

長野県保険医協会の会員数

1,358名(医科754名、歯科604名)

2月1日現在

活動日誌

11/9 福祉医療給付制度の改善をすすめる会県要請

11/11 保団連理事会が東京で/医療現場のクレーム対策セミナー

11/12 保団連全国事務局長会議が東京で

11/13 歯科部会

11/15 保団連国会行動が東京で

11/17 保団連地域医療対策部会/遠隔診療学習会/審査指導テキスト編集会議が東京で

11/18 保団連地域医療交流集会/審査、指導、監査対策担当者会議が東京で

11/19-20 審査指導テキスト編集作業が東京で

11/20 正副会長会議

11/23-24 保団連医療研究フォーラムが沖縄で

11/26 理事会(454号6面参照)

11/28 「保険でより良い歯科医療を」長野連絡会事務局会議

12/1-2 保団連政策部会が東京で

12/2 保団連共済制度運営委員会が東京で

12/6 北信越ブロック事務局長会議

12/7 社保協事務局会議/福祉医療改善をすすめる会

12/8 保団連歯科理事会議が東京で

12/9 保団連理事会が東京で

12/11 歯科部会

12/13 北信越医科在宅厚労省懇談が東京で(454号1面、455号2面参照)

12/14 社保協運営委員会/社保協国保部会

12/15-16 保団連医科社保審査対策部会が東京で

12/20 正副会長会議

12/23 いい歯と健康(455号4面参照)

12/25 理事会(455号6面参照)

1/10 北信越ブロック事務局長会議が新潟で

1/17 北信越ブロック歯科厚労省交渉が東京で(455号1面参照)/医療福祉政策に関する県への要請